

地域医療介護総合確保基金の活用について

1 趣旨

新病院の整備に伴い、複数の医療機関の連携による病床再編に係る自主的な取り組みに対し、当調整会議の協議を経たうえで地域医療介護総合確保基金を活用し該当する補助金（広島県地域医療介護総合確保事業補助金）が交付される。

2 病床機能分化・連携促進基盤整備事業について

(1) 広島県地域医療介護総合確保事業補助金実施要綱（第2条第37号（ウ））

| | |
|------|--|
| 支給要件 | <p>ア 目的</p> <p>この事業は、医療機関の病床機能の転換や事業縮小等に係る自主的な取組を支援することにより、病床の機能の分化及び連携を推進することを目的とする。</p> <p>イ 事業の実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、病院又は有床診療所とする。</p> <p>ウ 事業内容</p> <p><u>（ウ）複数医療機関間の連携による病床再編事業</u></p> <p>複数医療機関間で合意した再編計画（計画全体で10床以上の病床削減を伴うものに限る。）に基づき実施する次の取組に対する支援を行う</p> <p>（a～c 省略）</p> <p>d <u>開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費</u></p> <p>エ その他</p> <p>ウに掲げる事業を実施するに当たっては、その事業内容が、事業を実施する施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において、圏域の病床機能分化・連携の推進に即したものと確認されたものであることが必要である。</p> |
|------|--|

(2) 事業内容

| 医療機関名 (所在地) | 対象事業 |
|---|---|
| 県立二葉の里病院 (旧 JR 広島病院) (広島市東区二葉の里3丁目1-36) | 「高度医療・人材育成拠点基本計画」に基づき実施する県立二葉の里病院の再編時における現給保障に係る経費（※） ※令和7年4月に設立予定の地方独立行政法人広島県立病院機構に入職する日の賃金が、入職する日の前日における旧 JR 広島病院の賃金を下回らないようにするもの。 |

< 病床機能分化・連携促進基盤整備事業 > 負担割合 事業者1/2 県1/2

「A 回復期病床への転換」に係る財政支援

回復期以外から回復期へ10床以上転換する際に必要となる施設・設備を補助

- ①新築・増改築 1床当たり 6,115千円
- ②改修 1床当たり 4,270千円
- ③設備 1施設当たり 10,800千円(1品当たりの単価100千円以上)

「B 医療機関の事業縮小」に係る財政支援

各圏域において過剰とされている病床を10床以上削減する際に必要となる費用を補助

- ①施設整備 1床当たり 4,270千円
- ②建物処分 1床当たり 2,320千円
- ③機器処分 1施設当たり 5,400千円(H28.3.31まで取得したものに限り)
- ④退職金の割増相当額 1人当たり 6,000千円

「C 複数の医療機関の連携により病床再編」に係る財政支援

複数医療機関間で合意し10床以上削減する再編計画の際に必要な費用を補助

- ①新築・増改築 1床当たり 6,115千円
- ②改修 1床当たり 4,270千円
- ③設備 1施設当たり10,800千円(1品当たりの単価100千円以上)
- ④建物処分 1床当たり2,320千円(H28.3.31まで取得したものに限り)
- ⑤機器処分 1施設当たり10,800千円(H28.3.31まで取得したものに限り)
- ⑥退職金の割増相当額 1人当たり 6,000千円
- ⑦現給保障 1人当たり 6,000千円

